

申請期限は **2月29日** (木)

国と県の

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？



国

対象者

▶ひとり親世帯分

児童扶養手当の支給要件に該当している児童を監護等している方であって、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①公的年金等（※1）を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※2）
- ②令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方
（※1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
（※2）既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測された方も対象になります。

▶ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（※3）

（※3）令和6年2月末までに生まれた新生児等、または令和5年度の住民税が非課税の方も対象になります。

支給額

児童1人あたり5万円

申請手続き

申請書は町ホームページに掲載していますので、必要書類とあわせて申請してください。
なお、郵送をご希望の方は福祉健康課へご連絡ください。

※令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定請求などをした方の申請期限は3月14日（木）です。

町HP



対象者

令和5年度住民税所得割非課税の方、または、令和5年1月から12月までの家計が急変し、住民税所得割非課税である方と同様の事情があると認められる方で、以下のいずれかの要件に該当する方

- 1.令和5年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給した方
- 2.令和5年5月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定または額改定認定を受けた方
- 3.令和5年3月31日時点で、平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した児童を養育する方

支給額

児童1人あたり3万円

申請手続き

- (1)令和5年4月分の児童手当、特別児童扶養手当を受給した方
 - ・給付金を受給するための手続きは不要です。受給口座を変更する場合は、手続きが必要になります。
- (2)上記(1)以外の方
 - ・給付金を受給するための手続きが**必要**です。
 - ・「申請書」に必要事項を記入し、必要書類とあわせて期限内に福祉健康課へ申請してください。

県

町HP

